

2023年7月1日

## 吸収合併に関する事後開示書面

東京都渋谷区元代々木町30番13号  
株式会社デジタル and  
代表取締役 菊池 誠晃

当社と株式会社オンコーチ（以下「オンコーチ」といいます。）は、2023年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、オンコーチを消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）をしました。

本件合併に関する事後開示事項（会社法801条1項及び会社法施行規則200条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 1 吸収合併の効力発生日（会社法施行規則200条1号）

2023年7月1日

### 2 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則200条2号）

#### (1) 差止請求

オンコーチに対し、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

#### (2) 反対株主の買取請求

オンコーチに対し、買取請求を行った株主はいませんでした。

#### (3) 新株予約権買取請求

該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

オンコーチは、2023年5月12日付で官報公告を行うとともに、知れたる債権者には個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

### 3 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則200条3号）

#### (1) 差止請求

当社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

#### (2) 反対株主の買取請求

当社に対し、株式の買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、2023年5月12日付で官報公告を行うとともに、知れたる債権者には個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則 200 条 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日に、オンコーチからその権利義務を承継しました。

5 会社法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則 200 条 5 号）

別添のとおりです。

6 変更登記日（会社法施行規則 200 条 6 号）

法定の期間内に行う予定です。

7 その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則 200 条 7 号）

該当事項はありません。

別添

2023年5月12日

## 吸収合併に関する事前開示書面

東京都港区南青山三丁目3番3号  
リビエラ南青山ビルA棟1F  
株式会社オンコーチ  
代表取締役 宗清 晶

当社は、2023年4月27日付けで当社（以下「当社」又は「吸収合併消滅会社」といいます。）と株式会社デジタル and（以下、「デジタル and」又は「吸収合併存続会社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、デジタル and を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本件合併に関する事前開示事項（会社法782条1項及び会社法施行規則182条に定める事項）は、以下のとおりです。

### 1 吸収合併契約の内容（会社法782条1項）

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

### 2 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則182条1項1号及び3項）

デジタル and は、当社の発行済普通株式160株に対して、デジタル and の普通株式1株を発行し、割り当てます。デジタル and の本日現在の発行済株式数は30,000株であるため、発行済株式総数に対する割当ての割合は約0.003%となります。なお、デジタル and は、その他金銭等の合併対価は交付いたしません。また、本件合併に係る割当比率の算定にあたっては、それぞれ合併当事者の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併当事者間で慎重に協議を重ねた結果、上記記載の割当比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

### 3 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則182条1項3号）

該当事項はありません。

### 4 計算書類等に関する事項（会社法施行規則182条1項4号及び6項）

#### (1) 吸収合併存続会社についての事項

##### ①吸収合併存続会社の成立の日における貸借対照表（会社法施行規則182条6項1号イ）

デジタル and の成立の日における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則 182 条 6 項 1 号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則 182 条 6 項 2 号イ）

該当事項はありません。

5 効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 182 条 1 項 5 号）

当社の最終事業年度の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額の額並びにデジタル and の会社成立の日の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額の額は次のとおりです。

	オンコーチ	デジタル and
資産の部	21,886 千円	3,000 千円
負債の部	100,474 千円	—
純資産の部	△78,588 千円	3,000 千円

いずれの会社についても、本件合併の効力発生日までに資産の部及び負債の部に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、債務の履行の見込みに悪影響を及ぼすことはないと判断しております。

## 別紙1 合併契約書



### 吸収合併契約書

株式会社デジタル and（以下「甲」という。）と株式会社オンコーチ（以下「乙」という。）は、両会社の合併に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

#### 第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

#### 第2条（当事者の商号及び本店所在地）

合併をする甲及び乙の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）	商号：株式会社デジタル and 住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号
乙（吸収合併消滅会社）	商号：株式会社オンコーチ 住所：東京都港区南青山三丁目3番3号 リビエラ南青山ビルA棟1F

#### 第3条（本件合併に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本件合併に際して、普通株式1株を発行し、本件合併の効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主に対してその有する株式160株につき、甲の株式を1株割当て交付し、その他金銭等の合併対価は交付しない。

#### 第4条（資本金及び資本準備金の額）

本件合併により甲の資本金及び資本準備金はいずれも増加しないものとする。

#### 第5条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年7月1日とする。

#### 第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会において、本件合併に必要な決議をする。

#### 第7条（財産の引継ぎ）

甲は、乙が作成する効力発生日の前日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日に、乙の資産、負債及び権利義務を引き継ぐ。

第 8 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日の前日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営をする。

第 9 条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲及び乙が、協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書を 1 通作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2023 年 4 月 27 日

甲 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号  
株式会社デジタル and  
代表取締役 菊池誠晃

乙 東京都港区南青山三丁目 3 番 3 号  
リビエラ南青山ビル A 棟 1 F  
株式会社オンキューチ  
代表取締役 宗清 晶

別紙2 デジタル and 貸借対照表

科目		デジタル and
資産の部	流動資産	3,000 千円
	固定資産	—
	資本合計	3,000 千円
負債及び 純資産の部	流動負債	—
	株主資本	3,000 千円
	資本金	3,000 千円
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	負債・純資産合計	3,000 千円